

環境訴訟と人権—環境問題をめぐる権利拡大と社会的責任

藤川 賢
(PRIME 所員)

1. はじめに—権利と責任の所在

環境問題をめぐる人権について、その内容を明確に定義し、そこから現実の事例を整理していくことはきわめて難しい。というのは、第一に、現実には多くの問題において権利という考え方そのものが曖昧になるからである。次節で触れるように、足尾鉍毒事件など多くの公害問題では被害者自身が被害を認識できない状況が見られる。こうした「被害の潜在化」は、被害に気がつかない場合だけではなく、被害に苦しんでいても、それを訴えることができないときに生まれる（飯島1984 [1993] : 79-83）。そこでは権利を論じることができない。

関連して第二に、何が問題であり、被害であるのかという認識が一樣ではない。「公害の被害者は被害を身体全体、生活全体で感じているのに対して、加害者側は被害を目に見える部分に限定し、甚だしい場合は被害の存在すら認めようとしない。…その中間をとろうとすれば、全体と部分の中間をとることになり、それはかならず部分的な解決にしかならず、被害者から見れば加害者寄りの答えにしかならない」（宇井1996 : 108-109）。この齟齬は、公害訴訟の時代から今日まで続き、しばしば問題解決を妨げる要因になっている。

三番目に、責任をめぐる議論が挙げられる。こ

れには、上記の被害否定にかかわるもの、すなわち、たとえばイタイイタイ病訴訟において被告企業がイ病とカドミウムとの因果関係を否定することで賠償責任を拒んだ例などもある。だが、それとは別に被害や因果関係が明確でも責任の範囲が問われる場合がある。たとえば、生活排水や廃棄物などに関する生活公害問題が典型的である。こうした原因とかかわる水質悪化や大気汚染などでは、責任主体が曖昧で一部は被害者とも重なるために問題追及が困難になり、被害者が声をあげられなくなることも少なくない。そして、生活公害と産業公害との区別は難しく、たとえば東京大気汚染訴訟における自動車メーカーの責任のように、両者の間には関連も存在する。

こうした議論の輻輳は、環境被害をめぐる格差や差別の存在とかかわりながら、公害・環境問題をめぐる人権侵害を生み、また、それを継続させてきた。それを改善するためには権利の確立を論じるだけでは足りないと考えられる。権利を守るための義務が明確になり、その責任が果たされなければ、権利は空言に過ぎないのである。1960年代には基本的人権の根本というべき生存権についてさえ、「生存権は、資本主義国家では理想図であって、現実的権利ではない」と指摘されていた（戒能1971 : 157）。1970年前後に公害に関する法的な状況は大きく変わったとは言え、この指摘を過去の遺物と片付けるわけにはいかない。四大公

害訴訟でも差し止め請求権は争点にすらならなかったし、その後の差し止め訴訟でも、とくに公共事業にかかわる場合は未来の被害にかかわるリスクは退けられることが多い⁽¹⁾。そして、今日、福島原発事故による放射能汚染に苦しむ人からは、過去の公害問題と同じように人の「いのち」より「お金」が大切なのか、という怒りの声がある（佐藤2012：548）。

こうした状況の中で人権をめぐる問題を解きほぐすには、責任について再考する意味があるように思われる。というのは、義務をめぐる議論が権利侵害の放置につながることの重要性は、公害訴訟の時代に比べて今日の方が増しているように見えるからである。そのため、今日では、権利と義務の関係を支える社会的責任の存在が問われていると考えることができる。本稿は、素描に過ぎないが、公害訴訟の時代からの歴史的経緯について概括するとともに、近年の環境問題に関する他の議論とも重ね合わせながら、環境と人権をめぐる社会的責任について考察していきたい。

以下、2節では、四大公害訴訟の意義とそれ以降に残された人権と責任をめぐる課題について概観する。水俣病問題における加害企業救済や国の責任など、関連する主題は多岐にわたるが、ここでは生存権をめぐる権利と責任の关系到しほってみていく。ついで3節では、環境権と自然の権利に関する議論に言及する。公害の賠償請求から予防的な差し止め請求へ、人間の被害から自然そのものの被害へ、という公害・環境問題の拡大の歴史には、多くの論点があり得るが、ここでは社会的責任に関する一面のみに触れたい。法律、倫理、社会の相互関係を示すことが主要な目的である。それらを受けて4節では、先住民の権利に関するオーストラリアの事例に言及しながら、環境をめぐる人権と社会的責任の関係を整理する。ここでは人権尊重の内容を問い続ける必要性について考察したい。

2. 公害訴訟をめぐる人権と責任の課題

2-1. 生存権と被害の主張

被害の存在は、必ずしも問題の認識を構築するとは限らない。たとえば足尾鉍毒事件では、「人のからだは毒に染み、孕めるものは流産し、…二つ三つまで育つとも、毒の障りに皆な斃れ」と、鉍毒歌をうたいつつ3千人が抗議の行進を行ったが（荒畑1907 [1999]：61）、そこで訴えられた中心は農業被害であった。明治政府は、この悲痛な訴えを兇徒聚衆と呼んで弾圧の対象とし、被害や対策も金額でしか計らなかった。そこでは乳幼児の生命は無に等しく、被害者にとってもその姿勢を覆すことは困難だったため、それを被害として権利回復の請求につなげるにはいたらなかったのであろう。

こうした状況は、必ずしも明治の昔にかぎられるものではない。イタイタイ病の歴史においても、農業被害については戦前から鉍毒への訴えが記録に残っているのにたいし、健康被害に関しては戦後も長い沈黙があり、イ病訴訟が起こされたのは1957年のイ病鉍毒説発表から10年あまりを経た1968年であった。「八幡の公害」で知られる北九州地域では（林1971）、地域の婦人会の調べで大気汚染と死亡率の間に統計的な関連が見られることまでわかったが、訴訟どころか被害補償の訴えも起きなかった⁽²⁾。

そうした中で、四大公害訴訟が次々に起こされていくのだが、その提訴も簡単にできることではなかった。イ病訴訟にしても、公害裁判で被害者の勝利の先例は絶無という状況の中で（近藤2008：149）、負けたら地域にいられないという「戸籍をかけた」決意のもと、鉍毒と縁を切るためには裁判しかないという判断がなされたのである。提訴の契機の一つになったのは、新潟水俣病訴訟であった（松波2010：175）。これは熊本水俣

病も同様であり、先例となる動きがあって初めて、失われた人権の回復への動きも具体化するという側面が指摘できる。

関連して紹介すれば、「公害」への社会的関心は、四大公害訴訟以外の地域にも影響を与えた。中でも重要なのは宮崎県土呂久の砒素汚染問題だろう。後に、原告となる当時48歳の佐藤鶴江さんは、1969年6月、頭痛や咳、皮膚の症状、さらに失明の危機などにさらされつつ、生活保護に頼りながらひっそりと暮らしていたが、テレビに映る公害患者を自分と重ね「視力の薄れていく自分が一人で生きていくためには、水俣病やイタイイタイ病患者のように公害に認められて補償を受けることだ」と考えるようになった（土呂久を記録する会1993：20-21）。その後、1971年に地元の教師による教研集会での報告などをきっかけに、徐々に支援の輪が広がり、1975年12月に土呂久訴訟が提訴される。1976年5月26日の第一回口頭弁論において佐藤さんは次のように陳述している。

「どうしてもこらえきれない自分達の無念さを、なんとかして住友を相手取って、私達は救済の道を開かなければならない。やはり私達には、たとえどんなに根治の見込みはないと言われても、生きていく権利があります。また、生きとうございます。それにはどうしても、訴訟に踏み切って、この当裁判所へお願いしなければと、昨年12月27日に提訴したものでございます。」（同書：64）

なお、佐藤さんは、翌年に呼吸器症状が一段と悪化し、1977年9月17日に息を引き取った。他方、土呂久訴訟は1991年の和解まで続き、他にも途中で亡くなった原告は少なくない。土呂久訴訟を含めて公害訴訟の意義は大きかったと考えられるが、それは必ずしも被害者自身の救済につながったわけではないこと、また、この時期にも公害反

対の動きにいたらず被害の潜在化が続いた事例もあることを、あわせて確認しておきたい⁽³⁾。

2-2. 公害訴訟と企業責任

四大公害訴訟で中心的に問われたのは、被害者のどのような権利が侵害されたかではなく、公害病の因果関係と企業責任の存否であった。被害者が強く訴えられたのは言うまでもないが、それは企業の追及のためであった。たとえば、イ病訴訟第一審の原告最終準備書面では次のように書かれている。

「…身動きもできない状態のまま激痛を訴え続け苦痛から解放されることのない数カ年の病床生活のちやせ衰え死んでいく。

これが本病患者が歩んできた悲惨な苦しみの生涯である。

それは人間の最もたいせつなもの—何ものにもかえがたいもの—そして生物的存在そのものすら最も悲惨なやり方で侵害された。最大の不幸、最大の権利侵害とはこのことをいうのである。（中略）

この苦しみによって失われたものはもうもどってこない。この損害は何ものによっても補填し得ないものであり、原状回復など全く考えられないものである。

にもかかわらず原告らは金銭請求をした。それは一つに他に適切な方法が存在しない以上、金銭をもって慰謝する以外にないということと同時に、被告会社の犯罪的不法行為に対し強い制裁を求めているからに他ならない。」（イ病弁護団他編1971：372-373）

イ病訴訟では、鉱業法109条にもとづいて加害鉱山の故意・過失を立証する必要がないことが認められ、カドミウムとイ病との病理学的な因果関係を否定しようとする被告企業の主張は退けら

れ、原告の完全勝訴で決着した。高裁判決翌日1972年8月10日の企業交渉による協定に基づいて進められてきた原告住民の運動、とくに企業との協力による公害発生源対策は、今日まで重要な成果をあげている⁽⁴⁾。他の公害訴訟でも、新潟水俣病訴訟等では予見可能性にもとづく結果回避義務に違反しているとして企業の過失責任が認められ、四日市裁判では複数企業が硫黄酸化物等を排出したことについて共同不法行為として共同責任が認められた。このように公害企業の責任が明確に追及されたことは、他社・他地域にも影響を与え、結果として公害地域の環境改善も進んだ。

また、1970年12月25日のいわゆる「公害国会」では、「人の健康に係る公害犯罪の処罰に関する法律」が成立した。これは、公害による健康被害について懲役刑を含む刑事責任を問うもので、産業界からの強い反対意見を押し切る形でつくられたものである。他にも、公健法成立にともなって硫黄酸化物の排出量に応じた課徴金制度がつけられ、また、排出基準なども次々に設定された。このように1970年前後は、公害問題に関する企業の責任が重視された時期だと言える。これは日本だけでなく、1972年にOECDが汚染者負担原則（PPP）を提唱するなど、生産者責任の考え方の基盤が国際的につくられている。公害および公害対策は、被害者や生活者にとっての問題であると同時に、企業の問題でもあったのである。だが、この認識は、その後も強化され続けてきたとはいえない。次に、それについてみていこう。

2-3. 四大公害訴訟後の被害者の人権をめぐる課題

1970年代を通じて企業の公害対策が進み、各地で大気汚染などの状況が改善したのは事実である。だが、1970年代後半から80年代にかけては公害被害者にとって「冬の時代」とも言われる時期であった（飯島1984 [1993]: 220）。それは、3

つの側面に分けてみることができる。1つは、社会全般の意識であり、法制度などが整ったことにより公害は過去の問題として世間の関心が薄れ、被害者たちは取り残されることになった。

2つ目に、産業界の動向をみることができる。上記のように公害訴訟では被告企業が個々に責任を問われることになったが、その後は業界団体や新たにつくられた財団などが対応の窓口になる。たとえば、四日市公害では1972年に「四日市公害対策事業団」が設立され、補償金授受の窓口になった。これは、公健法の補償制度に受け継がれていく。これによって、企業が被害者との直接交渉にあたることはなくなり、報道などに加害企業の名前が登場することも大きく減った。

業界団体は、「まきかえし」などと通称される公害否定や企業の負担軽減を求める運動の主体にもなる。イ病をめぐっては日本鉱業協会が、イ病とカドミウムとの因果関係を否定する主張をくり返し、この動きは、全国のカドミウム汚染土壌復元事業における企業負担を減らすことにもつながった。また、大気汚染に関しては、経団連などが公害は終わったという訴えを行い、それは、1988年からの新規患者認定の打ち切りにいたっている。

それと裏腹に、公健法などの制度の中で、公害患者たちは個人が問われることになる。医療救済や生活補償を受けるためには、公害病認定を受け、また、被害程度の等級を指定されなければならない。そのため、とくに未認定問題にかんして被害者と行政とが対決しなければならない状況が生まれたことが、被害者の負担に関する3つ目の側面である。

水俣病などで今日まで続いている認定をめぐる問題は、新たな差別や被害放置を生みだしたが、これも、一面では企業の責任に関する議論と結びついている。認定の厳格化には、補償を支払う側の負担を減らすために意図的に行なわれた側面が

ある。イ病訴訟後の認定審査委員会でも、審査委員長の梶川欽一郎金沢大学教授が「患者を1名認定すれば、企業はいったいいくら払わなければならないか知っているか」という発言をして、被害者団体から強い反発を受けたことがある⁽⁵⁾。

こうした状況は、公害訴訟などを経て認められた被害者の人権が、補償する企業や行政の責任軽減という事情から侵害される可能性を具体的に示すものと言えらる。公害対策をめぐる企業の責任には、法的責任、企業イメージともかかわる社会的責任と経済的責任という3つの側面がある。これは全体としては不可分だが、制度的に分割し、経済面だけを補償問題の対象にしてしまえば、その責任を全うされない状況も生まれ得るのである。この可能性は、環境をめぐる権利の拡大を妨げることにもなっている。

3. 環境をめぐる権利拡大の可能性

3-1. 環境権と差し止め訴訟

四大公害訴訟と同時期の1970年ごろから「環境権」という考え方が広まる。ただし、その定義は今日も必ずしも明確ではない。そのため、環境権は、基本的人権としては認められているが差し止め請求権の根拠として認められているとは言い難い「未完」の権利だと言われる(臼井2009:17)。環境権の根拠も、市民集団、客体としての環境、環境の利用秩序の維持などに分かれる(大塚2005:112)。このように、法学上の位置づけが確立したものとは言えないが、公害・環境問題との関係は深い。単純化してしまえば、公害訴訟が住民生活の環境改善に一定の成果を収めた後、今度は、未来の被害を予防するために、事業計画に対する差し止め請求に関して環境権が論じられるようになったと考えてよいだろう。

したがって、そこで問われるのは未来の環境に関する権利と責任である。「環境権」を掲げて豊

前火力発電所の工事差止め訴訟を起こした松下竜一は、トキが保護鳥として国民的同意を得ているのと同様、豊前の海岸も「沿岸住民にとって、まさに後の世代に遺してやりたい<愛すべきもの>なの」だと述べる。それが環境権の基幹であり、「<環境権>というものは、かくの如く、後に来るものとのかわりが密なのであり、もっといえば、後に来る者たちの無言の権利をも含んだ主張」(松下2008:136)だというのである。

では、次世代を含めた将来の権利に基づく差し止め訴訟は、どのように認められ得るのだろうか。淡路剛久によれば、民法上の差し止め請求権は、個人にかかわる権利・利益の侵害を前提とする「人格権」に基づくものと、個人的な権利・利益の侵害に基礎づけられない「環境権」に分けられる(淡路2001:150)。そして、人格権は、身体的人格権と生命的人格権に分けられ、「身体的人格権の侵害の場合には、被害の程度や侵害行為の態様のいかに問わず、差し止め請求が可能である、とされるのに対して、そのような身体的人格権の侵害に至らない場合には、受忍限度判断的な被害の程度と侵害行為の態様との総合的判断が必要となる」という考え方が有力だという(淡路2005:24)。他方で、環境権は私権としては裁判所で認められず、国立景観訴訟の一審判決のように一部を認めたものがあるものの、それは二審判決で否定された(同書:26)。この面での環境権は、後に述べる自然の権利につながる部分がある。このように見ると、環境権が認められるかどうかは侵害される権利がどれほど具体的・直接的かということにかかわっている。

ただし、これはあくまでも原告適格に関する議論であり、現実の訴訟の結果ではむしろ当事者双方の力の強弱による部分が大きい。伊達火力発電所、豊前火力発電所など、環境権をめぐる訴訟で原告側が敗訴したのは、環境権が認められるかどうかによるものではない。むしろ、人格権に関す

る原告適格などは一定程度認められた上で、権利侵害と言えるほどの被害の可能性が否定されたのである。伊方原発をはじめとする原発の差止め訴訟も、ほぼ同様である。ただし、被害の存在を認めるかどうかについての裁判所の判断も曖昧であり、たとえば厚木や嘉手納などの軍事基地訴訟では、過去の騒音被害に対する損害賠償が認められたにもかかわらず夜間飛行差止めは認められない判例が多い。これらは、軍事などへの影響が勘案されたものと考えられる。

それは、廃棄物処分場などに関する近年の訴訟でも同様である。水戸の産廃処分場計画が、住民運動の訴えを受けて建設差し止めの判決を受けたことについて、梶山正三弁護士は、事業者が弱小であったことがかえって幸いしたと述べる。そして、今後あらわれてくる大資本や公共関与型の事業者による処分場計画の環境「破壊力の強大さは、今回勝利した相手の比ではない」ので、「裁判所は伏魔殿であり、特に行政相手では、どんな不合理な判決もあり得る」と強調するのである（梶山2010：103、110）。

こうした記述から、人格権・環境権をめぐる議論と公害との接点を確認することができる。大企業や公共事業などの利益・公益にたいして、地域の被害や権利がどのように尊重され得るのか、という問いがそこにはある。

3-2. 自然の権利と人間の責任

関連して、環境権からつながるものとして「自然の権利」訴訟にも触れておこう。ここでは、被害を受ける主体が人間から他の生物あるいは生態系全体へと拡大されている。たとえば、圏央道の高尾山トンネル建設反対運動などでは差し止め請求訴訟で自然の権利が主張された。北海道のナキウサギ、奄美のアマミノクロウサギなど、人間以外の生物が原告にされる例も少なくない。ただ、上記のように、それが法律上で確立されていると

は言い難く、運動としての主張にとどまっているのが現状である。

では、自然の権利は主張としてどのような意味を持っているのだろうか。これまで述べてきたこととの関連で言えば、そこには関連しあう2つのポイントがある。1つは、言うまでもなく、人間以外の生物もしくは自然環境そのものに権利を拡大していることである。ナッシュは、自然の権利運動は奴隷や女性などへと権利が拡大してきた運動の延長線上にあると述べる。生きる権利としての自然権は、ギリシア・ローマ時代にさかのぼり、徐々にその範囲を拡大してきた。黒人に権利があるという意見が、最初は嘲笑の対象だったとしても今日では当然のことと認識されているように、自然の権利は、自然権の一面だという（ナッシュ1992：30-37）。

そして、その裏返しともいうべきもう1つのポイントは「人間は自然に対して義務や責任がある」という意味である（ナッシュ1992：43）。これは、飼い主のペットに対する責任などと読み替えばそれほど違和感はないが、それが法的な責任にまで及ぶかどうかとなると、違和感を覚える人もいるだろう。さらに、「自然を利用する人間の権利」という考え方との関係は、自然保護運動のなかでも議論になったところである。自然の権利を守るために人間が果たすべき責任とは何なのかは、単純ではない。環境をめぐる権利と義務は、法律と倫理との関係を問うことにもなる。

このことは、先に見た環境権訴訟の経緯とも連続する。たとえば人間の自然への責任という議論では、訴えられた人間の側の利害が守られるべき自然の権利の範囲を左右することになる。どこまで義務化ないし規制できるかという現実の可能性が問われるのである。そこで問われる公共性は、利害と倫理的責任の兼ね合いに関する社会意識を反映したものにならざるを得ない。

3-3. 法的な権利と倫理的責任の関係

ここまで見てきたように、環境をめぐる権利拡大の動きは、財産権や事業の自由などに関する既得権を主張する者に対して、新たな責任を要求するものでもある。ただ、これを裏返せば、要求する権利の拡大とともに、そこで破るべき壁が厚くなるという一面もある。環境権を法的に確立するためには、主体・客体の範囲を明らかにし、環境権侵害の基準を明確にする必要があるといわれる(淡路2001:156)。その際、環境権や自然の権利の範囲を広げようとすればするほど、それによって失われる企業などの利益も大きくなり、また、企業などの側にかかわる人の数も増えることになるのである。

こうした数の問題は、議論の内容を変えようとする意図的な動きにもかかわる。かつて、労働者の権利を認めることは少なくとも短期的には経営者側の利益減少だと見られたが、最盛期の労働運動にとって数の有利は大きかった。四大公害訴訟の時期においても、国民の大多数が潜在的には公害の被害者だと意識していた状況が原告側の大きな支えになっていた。だが、その後、企業側の「まきかえし」の際には、公害予防投資が国際競争力を弱めて日本経済全体に影響を与えるという主張がなされた。労使協調によって労組が企業と利害を一致させていったように、公害問題に関して、世論と企業との距離が縮められたのである。そうした動きを経て、世論の公害への無関心が広まったことが、公害ぜんそくの新規認定打ち切りといった政策にも深く関わっている。

このように世論の影響力が大きくなるにつれ、どの意見が多いかだけでなく、その内容を確認する必要も増す。たとえば1990年代以降、企業の社会的責任が広く認識されるようになった。これを評価するのは社会全体ということになるが、その評価基準は必ずしも明確ではない。多数の消費者ないし市民にとって、一方に倫理的な理想があ

り、他方に個人的な利害があった時⁽⁶⁾、どちらを支持するか、現状では個人の判断に任されている。環境訴訟において、環境権が主張されたり、動植物が原告に立てられたりしたのは、もちろん法的な立論のためではあるが、同時に世論の支援を受けるための運動戦略でもあった。だが、直接の当事者でない人たちが、遠くの道路の利便性と知らない動物の被害とを比べることができるのか、という疑問も存在したのである。

今日、こうした世論としての判断を、いわば恣意的な好悪や利害に委ねられるのではなく、社会全体もしくは市民としての責任を考えようとする議論が増えてきている。自然の権利もその一つであり、基本的に、人間が自分たちの利益に反しても他の生物の権利を承認する責任を求めるものだと考えられる。かつての公害訴訟などと比べて、訴えられる権利の範囲が拡大しただけでなく、責任を求められる側の人数も激増したのである。他にも、たとえばグリーン・コンシューマリズムなどの考え方がそうした要請を含んでいる⁽⁷⁾。

こうした議論の広がりが、かつての「まきかえし」の時代のように揺れ戻しをもたらさないためには、他者の権利が、無責任な声援としてではなく、自らの責任の認識をとまうより強固な意志にもとづいて尊重されることが求められるだろう。次節では、それに関して、先住民の人権をめぐるオーストラリアの経験に触れていきたい。

4. マイノリティの人権をめぐる社会的責任

4-1. オーストラリア先住民人権運動における土地権利の位置づけ

先住民の土地権利問題も、環境・訴訟・人権という3つのキーワードが重なるところに位置する⁽⁸⁾。日本では二風谷ダムをめぐる萱野茂氏らの運動が知られ、アメリカやカナダなどでもいくつかの動きがある。ここでは、オーストラリア・ノーザン

テリトリーの鉱山開発をめぐる動きを事例として取りあげたい。それは、人権の内容を再検討することにもつながっていく。

“Our Land is Our Life”とも言われるように(Yunupingu 1997)、オーストラリア先住民の人権運動は伝統的な土地権利をとりもどすことと深く結びついている。それは、たとえば、次のように説明される。

「オーストラリア先住民のたたかいかいをもっともよく定義する人権、もっとも侵犯の危機にある人権とは、財産への勝手な干渉からの保護、人種と血統に基づく差別からの自由、文化と宗教の自由、そして、人民による自己決定の権利である。

われわれ先住民の法、われわれの文化、万物や精霊の世界との関係を理解するためには土地から始めなければいけない。アボリジニの社会に関するすべてのことは、土地と分かちがたく絡みあっている。文化は土地であり、土地とアボリジニの人びとの精神である。われわれの文化的信念あるいは存在理由は土地なのである。土地を失えば、存在理由も失われてしまう。われわれは土地を育ててきた。われわれは土地のために踊り、歌い、絵を描く。われわれは土地を称賛している。われわれが、自分たちの土地から引き離されることは、文字通り自分自身から引き離されることなのだ」(Dodson 1997: 41)

オーストラリア北部での先住民人権運動を進めさせたのも、開発などから土地を守ろうとする意志であった。1960年代はじめ、先住民の市民権が法律で認められようとしていた一方で、先住民の土地アーネムランドの北東部でボーキサイト鉱山計画が認められようとしていた。それに対して、1963年、この地域の先住民であるヨロングの長老たちは、土地権利尊重への訴えを樹皮に書いて連邦議会に提出した。だが、その後、訴訟まで起こしたにもかかわらず、ボーキサイト鉱山開発は進

められてしまった。1971年に連邦裁判所のブラックボーン判事が下した判決は、「ヨロングたちは土地に対する所有権よりも、土地に対する義務の感覚を強く持っている」と論じた(Yunupingu 1997: 4)。土地への義務意識は、現行の法律では「所有」と認められないというのである。この経緯は、土地所有への意識とともに、「人権・権利」の定義に関する先住民と白人社会との意識の違いを示している。

だが、この一連の動きを受けて⁽⁹⁾、オーストラリアの社会と法廷は、考え方を大きく変えることになる。

4-2. 先住民の権利の拡大

ブラックボーン判決の後も、オーストラリアにおける先住民の権利は拡大を続ける。1972年にはウィットラム労働党政権によって先住民の自己決定主義が明確化され、それは保守党政権にも基本的に受け継がれた。1976年には「先住民土地権利(ノーザンテリトリー)法」が制定され、伝統的土地所有権にもとづいて先住民への土地返還が進められることになった。今日では、ノーザンテリトリーの全面積の半分以上が先住民の土地になっており、他州でも先住民の土地が増えている。

他方で、土地権利の内容に関する課題も検討する必要がある。少なくとも伝統的な土地所有権が認められるようになった当初、開発にかかわる企業や行政は、その権利が土地への義務をとまなうものだという理解は示さなかった。そして、その解決は土地使用料による金銭に委ねられた。1976年に認可されていたレンジャー・ウラン鉱山と、それに隣接するジャビルカ・ウラン鉱山をめぐる開発の経緯は、その状況を典型的に示している。

この地域は、当時の連邦政府にとって、ウラン開発反対と自然保護の両方に関する環境問題、日本への輸出など外交上の必要にも迫られていたウラン開発、先住民の土地権利という3つの問題が

相互にかかわりあっていた。結果から見ると、カカドゥ国立公園が設立され、しかし、そこからウラン鉱区は除外された。そして、そのすべてについて、先住民の土地権利は認められたものの、事実上、開発拒否権は認められなかった。当時、先住民土地権利法に基づいて設立されたばかりの先住民の組織「北部土地協議会（NLC）」にたいして、「フレイザー首相は、レンジャー合意がただちに調印されないならば、政府介入による調停にはいるという脅しをかけていた」という⁽¹⁰⁾。全国的なウラン反対運動の声は北部準州のアボリジニたちには届かず（Niklaus 1983：27）、NLCには、政府の圧力に対抗するだけの法律や交渉の技術もなかった。最終的に、NLCは、強引に土地権者たちの合意を取りつける役割を果たすことになる。それについて、ウラン開発と国立公園設置の事後に行われた影響評価報告書は、先住民の伝統的土地保有者の声は「ある程度耳を傾けてはもらえたけれど、心に留められることはなく」、「彼らは問題（problems）であり、参加者ではなかった」と批判を示している（Tatz et al 1984：84）。

その後まもなくレンジャー鉱山は採掘を開始し、ジャビルカ鉱山では1981年から着工に向けて伝統的な土地権者個人との直接交渉が行われた。そこでは、所有権や開発料などの開発側の論理が個々の先住民にとっては無意味な苦しみを与えることになる⁽¹¹⁾。この地域の長老ネイジエ氏は、合意の2カ月前にあたる1982年5月に次のように語ったと言われる⁽¹²⁾。

「みんなが私たちをせきたてる。プッシュイング、プッシュイング、プッシュイングだ。彼らは、私たちにサインを求める。けれど、彼らはそれが私たちにとってどういうことなのか分かっていない。これは私たちの命なんだ。みんなは言う、『あなた達には巨額のお金が提示されているんです

よ』…あなたたちに一つ聞きたいんだ。あなたの命はいくらの価値があるのか。あなた達の命を取るにはいくら払わなければいけないのか。私たちがトラブルを起こして、すべてを止めようとしていると言われるかもしれない。だが、私たちはトラブルを求めてはいない。私たちが求めているのは、あなた達に理解してもらうことだ。私たちが何をあきらめようとしているかを。…私たちがの命だ。パンコン（引用者註：開発主体のパン・コンティネンタル社のこと）はお金を払い、私たちは命を払うんだ。」（Niklaus 1982：4）

この状況は、約20年後に大きく変化する。ジャビルカ鉱山の開発は、1982年に地権者の同意を得たものの国の方針などによって着工にはいたらなかった⁽¹³⁾。その中で、ジャビルカ地区の中心的な土地権者であるミラルの一族は代表のイボンヌ・マルガルーラ氏を中心にジャビルカ鉱山開発反対の主張を続ける。

彼女たちは1995年にロイヤルティから得られる基金によって自分たちの財団をつくり、白人スタッフもまじえた反対運動を展開する。1996年に誕生したハワード保守党政権はジャビルカ計画を推進し、1998年には試験採掘も開始された。それにたいして、ミラルの人たちは国際的なアピールを行う。中でも注目を集めたのは世界遺産委員会での発言であった。カカドゥ国立公園はウルル（エアーズロック）などと並ぶオーストラリアの代表的な複合遺産であるが、マルガルーラ氏たちは、ジャビルカの開発によってその価値が損なわれると訴えたのである。ユネスコのカカドゥ派遣団はこの主張を認める方針を示し、1998年12月の世界遺産委員会で承認された。オーストラリア政府の抗議によってカカドゥの「危機に瀕する世界遺産」リスト掲載には猶予が与えられたものの、鉱山会社と政府にはそれを回避する抜本的な対策はなかった。詳しい経緯は省略するが⁽¹⁴⁾、2003

年には、ジャビルカ、レンジャー両鉱区を所有する ERA 社の大株主リオ・ティントがミラルの人たちの開発拒否権を認め、7月に停止にかかわる調印がなされた。そこでは、ミラルの人たちが拒否するかぎりジャビルカ計画は進められず、試験採掘の跡も埋め戻して返還されることが約束されたのである。

この経緯は、オーストラリア北東部における先住民権利が実質的に拡大していることを示している。伝統的な土地権利が財産としての所有権ではなく、その土地を守る文化的な価値にもなるものであることが理解され、開発などにかかわる人間にそれを尊重することが求められるようになったのである。似た進展はカカドゥ公園内でも見られ、たとえば火を使った森林管理など、通常の国立公園では考えられない伝統的な手法が先住民との協議の中で行われるようになっていくようになった（Lawrence2000、鎌田2005）。参加する主体としての人権が拡大しつつあると言えるだろう。だが、それにも別の困難がある。

4-3. 人権を尊重するということ

ジャビルカをめぐる状況の20年前と今日との違いは、先住民が自らの文化と歴史に基づいて開発を拒否する権利が認められ、それについて圧力をかける開発側の動きが制限されたということである。それは、自己決定政策の前進だと言える。ただし、それは開発の半永久的な停止を意味するわけではない。リオ・ティント社は、当面、数年おきにミラルの代表に意思を確認する権利もっている。世代が変わればミラルの人たちが先祖伝来の文化より経済的な利益を求めるかもしれない。自決権と環境の変化とのほぎまで、この地域の先住民たちが感じる苦悩は大きく、この可能性は否定できない。紙幅の都合で概略に過ぎないが、この点での権利尊重と周囲の社会の責任の関係に触れておきたい⁽¹⁵⁾。

本稿の主題である人権との関連で重要なのは、民族もしくは集団としての権利と個人としての権利との間にある葛藤、および、この葛藤と外部の社会との関係である。伝統的な土地権利をもつ先住民組織には多くの自治権が認められており、アーネムランドのように広範囲にわたって外来者の侵入を規制することも条件次第では可能である。他方、個人としての選択も自由で、外の白人社会に出て働くことも、先祖伝来の地で昔ながらに暮らすことも、両方を出入りすることもできる。その意味で、この地域の先住民は、都市部の先住民より恵まれてはいるが、何をどう選び、実現していくかをめぐる苦悩は、文字通り身体的なところにもまで及んでいる。平均寿命でいうと、オーストラリアの全国平均に比べて、都市のアボリジニが約10年短いにくらべ、アーネムランドなどを含めた遠隔地の先住民は約20年短い。そこには、アルコール、食生活、医療や衛生、犯罪や事故など多くの要因が存在するが、その背景には言語を含めた精神文化の問題も大きい（Trudgen 2000）。

先住民の言語は部族によって異なり、交流のためには複数の言語が必要である。カカドゥ周辺では2~4の言葉を話す人が多いという。子どもはしばしば両親からそれぞれ異なる言葉を習う。学校では英語が基本である。このように習うべき文化や言語も多い上、もともと学校教育の伝統がないこともあり、どうしても先住民の成績は白人の子どもに比べて低くなる。その中で努力し白人社会の中で成功する人もいる。だが、生まれ育ったコミュニティのために役立ちたいという思いが強いほど元の地域と英語の社会との間で中途半端になり、失意を味わう可能性も高くなる。逆に、学校に行かずに伝統的な社会の中で成長することも可能である。だが、たとえ外来者が制限された地域に住んでいても、衣服や日用品など、外来の事物を完全に排除することはできない。野生のブツ

シユの中でも外部社会との葛藤は生じるのである。伝統的な知識を生かして国立公園の中で働くことは、最良の選択の一つだが、そこでも責任と裁量権のある地位を得るには英語など白人社会の能力が求められる。

「(英語を話さない先住民が国立公園で働くことは)可能ですが、それが難しい業務もあるのです。たとえば労働衛生や安全性との関係があります。化学物質を扱うには特別な訓練を受け、薬品のラベルや説明書などを読めなくてははいけません。先住民の職員の中にはその技術をもたない人もいて、その場合はできる仕事も限られてしまいます。」⁽¹⁶⁾

こうした段差は、昇進のためのプロモーションや、訪れた観光客にどこまでその地域の伝統的な習慣や規則を遵守させるかにかんする説明など、一つ一つの具体例について存在する⁽¹⁷⁾。個人的にも社会的にも、それに疲れて無力感を感じる先住民が少なくないという。このことが、健康問題にも深く結びついているのである。

これらの問題は、地域の先住民が白人の文化にあわせて合理的な伝統だけを残し、成員の幸福な自己実現を伝統文化より優先していけば、あるいは逆に、中途半端な白人社会との接触をすべて絶ってしまえば、解決可能かもしれない。だが、先述のようにそれは不可能であり、それを不可能にした責任の少なくとも一部は外部の社会にある。自己決定の権利とは、限定された範囲の中で選択が許容されるというだけではなく、その決定が外部から尊重されることを必要とする。今日のオーストラリアの先住民政策は、いかに伝統文化をその外にいる人びとが尊重するか、という課題に取り組んでいるように見える。

5. むすび

人間と自然の関係について、鬼頭秀一は「生身」と「切り身」という比較を示す。人間が総体としての自然とかかわり、人間と自然の関係が不可分の状態で生活・生業が営まれている状態が「生身」の自然とのかかわりであり、それに対して、自然から一見独立したかのように想定される人間が、人間から切り離された自然との部分的なかかわりを結ぶ状態は、「切り身」の自然とのかかわりだと説明される(鬼頭1996:126-127)。

「環境問題の本質は、人間から離れて存在している自然が損なわれることではなく、人間と「生身」のかかわりがあった自然が、「切り身」化していくことである。この観点に立つと、「生身」の関係、つまり人間-自然系の「全体性」を回復することが環境問題の解決における重要な鍵となる。」(同書:132)

この指摘は、公害被害者などの人権に関しても適用できるだろう。環境問題の被害を所得の減少、健康悪化による労働力の低減などと「切り身」でとらえることが、公害被害を引き起こし、解決を遅らせる最大の要因だった。本稿の冒頭で引用した宇井純の言葉にもあるように、被害を総体として認識することが本質的に重要なのである。同じことは社会と社会の間にもあてはまる。産廃不法投棄問題に取り組んできた香川県豊島で聴いた次のような言葉が印象に残っている。

「豊島は、日本の全体から見たら足の小指の先くらいのものかもしれん。だけど、足の小指をぶつけたら『痛い』と、全身で小指の先を心配するのが人間やないか。」⁽¹⁸⁾

ここで求められているのは、まさに「生身」と

しての国土のあり方である。地域を「自然保護区」や「処分場候補地」などの部分としてとらえ、主流の社会から分断可能な「切り身」として試してみれば、都会から離れた過疎地は救われたい。環境権訴訟をめぐる未来の世代、あるいは、カカドゥの先住民の伝統的文化も同じである。たとえば先住民の権利や文化について、一部の所有権あるいは一つの踊りだけが権利あるいは貴重な文化として認められても、本質的な問題解決にはならない。

それについて、人権という考え方は、人間と社会との全体的なかかわりが認められることを意味するものだろう。四大公害訴訟における被害者の復権、あるいはオーストラリアにおける先住民の復権という動きは、その具体例としてみることもできる。ただ、その動きは必ずしも直線的に進んできたわけではない。まきかえしや環境権訴訟についてみてきたように、権利を部分にわけて、取捨選択の対象にしようとする動きも存在する。それに対して、環境問題をめぐる闘争の中では社会や自然や人権を全体として見るのが問われ続けてきたのではないか。

これは、社会的責任にもかかわる。権利侵犯を法廷で争い、法的な義務付けをめざすことも権利拡大の重要な方法ではあるが、それだけでは足りず、社会としての取り組みも求められる。その際、自然の権利が人間一般の責任という考え方とつながるように、全体としてのかかわりには責任がともなう。それは「責任」という言葉が存在する前からあった当たり前のものであるが、たとえば自然から何らかの利益を得ようとする場合に、その責任は重荷に感じられる場合もある。あたかもその重荷を軽減するかのよう、近代社会の中では財産権や行動の自由といった概念に大きな力を与えられてきた。それをどう見直すことができるのか、社会の全体が問われているとも言える。

この点で忘れてはならないことは、かつての四

大公害などで責任を問われたのは一部の企業だったが、今日では、すべての人がそうした責任を問われていることである。たとえば、サラワクの熱帯雨林について研究する金沢謙太郎は、ブナン人への「公共サービス」をめぐるコンフリクトに関して、州政府とブナン人との信頼関係の欠如がその要因だと述べるが、あわせて指摘されるのは、この問題が一次産品の貿易を通じて日本の日常生活ともつながっていることである（金沢2012：225）。これに関して、オーストラリアの例がとくに重要なのは、部分的とはいえ、先住民の人権を尊重するために多数派の社会の側が自分たちの意識や行動を変えてきたことである。

被害を部分としてしか認識しないことが差別や加害につながったのと同様に、グローバル化の中で見えにくい社会関係を無視し、自分とは無関係だとみなすことは、強くいえば加害につながる。それは、自然の権利に関しても、先住民などの人権に関しても同様である。それに関する社会的な責任をどう可視化、具体化していくのか、これからの大きな課題である。

註

- (1) 名古屋新幹線訴訟に関して長谷川公一は、公害訴訟の社会的機能が拡大してきたことに対して、空港、基地、新幹線、発電所などの大型公共事業について差し止め訴訟が全面的に広がることで、裁判官がこうした政策への事実上の拒否権をもつことを懸念し、それが「司法消極主義」をもたらしていると分析した（長谷川1985：225-226）。本稿4節のオーストラリアとの対比も可能であり、また、福島原発事故後に起こされたつつある各地の脱原発訴訟の行方にもかわる指摘だと言えるだろう。
- (2) この公害問題にとりくんだ戸畑婦人会による映画『青空がほしい』では、大気汚染が

ひどい時期の少し後に死亡率が上昇することを主婦たちが自らの調査で明らかにしている。これらの調査結果をもとに女性たちは企業や行政に公害対策を訴えていくのであるが、補償請求などは行われていない。

- (3) カドミウム関連で言えば、対馬、生野の慢性カドミウム中毒では、富山の認定患者と同等の被害が指摘されながら最終的に「公害病」として認められなかった（飯島他2007）。同じく、水銀中毒や大気汚染に関しても公害病に指定されなかった被害地域がある。また、富士市の公害では、苦情には金で解決という大昭和製紙のやり方によって、大きな環境破壊が生じたが、訴訟などの動きは起こされなかった。それについて、戒能通孝は、ともに視察した欧米の研究者たちが、経営者に批判的な態度を示したのはもちろん、地域の人々にたいしても同情的ではなかったと書いている。「身の皮を無抵抗ではがされるまで黙っていることは名誉といえない。闘って刀折れ矢尽きたのは名誉だが、降伏は不名誉であり、屈辱である。そういったところに東西意識の差異があり、私はこの差異は言論や裁判制度の厚い壁にもかかわらず、決して無視できない重要な批判だと考えているのである。」（戒能1971：132-133）
- (4) 発生源対策と住民運動については、畑（1994）、畑編（2011）などを参照。
- (5) このことは審査委員会の姿勢ともかかわる（飯島他2007：188-189）。
- (6) 利害に関しては、無関心の差別性についても考察の余地がある。
- (7) たとえば「エコロジカルな近代化論」はエコロジー的合理性を認識した消費者・市民の選択が政治や経済の仕組みを変えていく過程を重視する。また、広い意味では、コ

モンズと地域資源管理の正当性／正統性に関する議論なども、責任と承認をめぐる議論にかかわると考えられる。

- (8) この点では、環境正義に関する議論も重要だが、本稿では言及する余裕がない。
- (9) 一連の動きは、オーストラリアにおける先住民人権運動の始まりとして今日まで語り継がれている。樹皮嘆願書は、土地権利運動の悲しい象徴としてノーザンテリトリー連邦議会に飾られているという。
- (10) NLC と中部土地評議会合同の季刊誌「Land Right News」1978年6月号による。
- (11) ブッシュの生活の中では不要のお金が開発料などとして多額に流入したことは、先住民の地域社会に大きな影響を与えた（Tats (ed.) 1984、Fujikawa 2005、などを参照）。
- (12) ネイジェ氏は、後に『Kakadu Man』という写真集のモデルにもなり、この名前あるいは「Big Bill」の呼称で全国的に知られることになる。
- (13) 1983年に労働党政権は国内のウラン鉱山開発を3か所までに限定する政策を発表し、ジャビルカの開発を認めなかった。
- (14) ジャビルカとミラルの人たちをめぐる動向やその意義に関しては細川（1999、2000、等）が詳しい。他にも、伊藤（2000）、鎌田（2005）など多数の文献がある。
- (15) 本稿のオーストラリア先住民に関する記述は、先住民の健康問題に関する以前の論考に依拠している（Fujikawa2005、藤川2007）。
- (16) カカドゥ国立公園、Rob McKinnon 氏の話（2003年10月2日）。
- (17) そもそも、この地域では伝統的な文化や信仰は、理屈で説明するものではなく、生活の中で伝えられるものだという。
- (18) 豊島住民会議の公害調停申請代表の一人で

ある児島晴敏さんが時折口にされる言葉である。

参考文献

- 荒畑寒村 1907 [1999] 『谷中村滅亡史』岩波書店。
- 淡路剛久 2001 「人格権・環境権に基づく差止請求権」『判例タイムズ』52 (19) : 150-157.
- 淡路剛久 2005 「公害・環境民事訴訟」環境法政策学会編『環境訴訟の新展開』商事法務 pp. 20-29.
- Dodson, Mick 1997 Land Rights and Social Justice (in Yunupingu 1997 : 39-51).
- Fujikawa, Ken 2005 「Indigenous Health Problems in Remote Australia」『明治学院社会学・社会福祉学研究』119 : pp. 1 -31.
- 藤川賢 2007 「オーストラリアの先住民政策とウラン鉱山開発」科研費報告書(帆足養右代表15330111)『日本及びアジア・太平洋地域における環境問題と環境問題の理論と調査士の総合的研究』pp.404-423.
- 長谷川公一 1985 「公害訴訟と住民運動」船橋晴俊他『新幹線公害』有斐閣 pp.205-235.
- 畑明郎 1994 『イタイイタイ病』実教出版。
- 畑明郎編 2011 『深刻化する土壤汚染』世界思想社。
- 林えいだい 1971 『八幡の公害』朝日新聞社。
- 細川弘明 1999 「先住民運動と環境保護のきりむすぶところ」鬼頭秀一編『環境の豊かさを求めて』昭和堂 pp.170-189.
- 細川弘明 2001 「環境差別の諸相」飯島伸子編『講座環境社会学第5巻 アジアと世界』有斐閣 pp.207-231.
- 飯島伸子 1984 [1993] 『環境問題と被害者運動(改訂版)』学文社。
- 飯島伸子、他 2007 『公害被害放置の社会学』東信堂。
- イタイイタイ病弁護団他編 1971 『イタイイタイ病裁判第一巻 主張』総合図書。
- 伊藤孝司 2000 『日本が破壊する世界遺産』風媒社。
- 戒能通孝 1971 『公害の法社会学』三省堂。
- 梶山正三 2010 「産廃処分場を阻止した全隈の運動に寄せて」全隈町産廃処分場建設に反対する連絡会編『生命の水をまもる その後』pp.102-110.
- 金沢謙太郎 2012 『熱帯雨林のポリティカル・エコロジー』昭和堂。
- 鎌田真弓 2005 「土地資源管理と先住民民族：カカドゥ国立公園を事例として」。
- 鬼頭秀一 1996 『自然保護を問いなおす』筑摩書房。
- 近藤忠孝 2008 「公害裁判勝利への展望開いたイタイイタイ病のたたかい」『前衛』2008. 11 : 148-152.
- Lawrence, David, 2000, KAKADU : The Making of a National Park, Melbourne University Press.
- 松波淳一 2010 『定本 カドミウム被害百年』桂書房。
- 松下竜一 2008 『松下竜一未刊行著作集4 環境権の射程』海鳥社。
- Niklaus, Phil, 1982, "Land, Power and Yellowcake (part 1)", Australian Society 1 (5) : 3-7.
- ナッシュ・R 1999 『自然の権利』筑摩書房。
- 大塚直 2005 「環境権(2)」『法学教室』294 : 111-121.
- 佐藤幸子 2012 「子どもに胸を張って、自分の生き方を見せたい」『農村計画学会誌』30 (4) : 548-548.
- Tatz, Colin (ed.) , 1984, Aborigines and Uranium- Consolidated Report on the Social Impact of Uranium Mining on the Aborigines of the Northern Territory -, Australian Government Publishing Service.

土呂久を記録する会 1993 『記録・土呂久』本
多企画.

Trudgen, Richard, 2000, Why Warriors Lie Down and
Die, Openbook Publishers.

宇井純 1996 『日本の水はよみがえるか』日本
放送出版協会.

臼井雅子 2009 「環境権の新しい基盤への予備
的考察：景観権とコモンズ論を手がかりにし

て」『中央学院大学法学論叢』22（2）：17-
44.

Yunupingu, Galawuy (ed.) , 1997, Our Land is Our
Life, University of Queensland Press.

付記) 本稿は、日本学術振興会科研費研究助成
(課題番号24530665、21530559) による成果
の一部である。